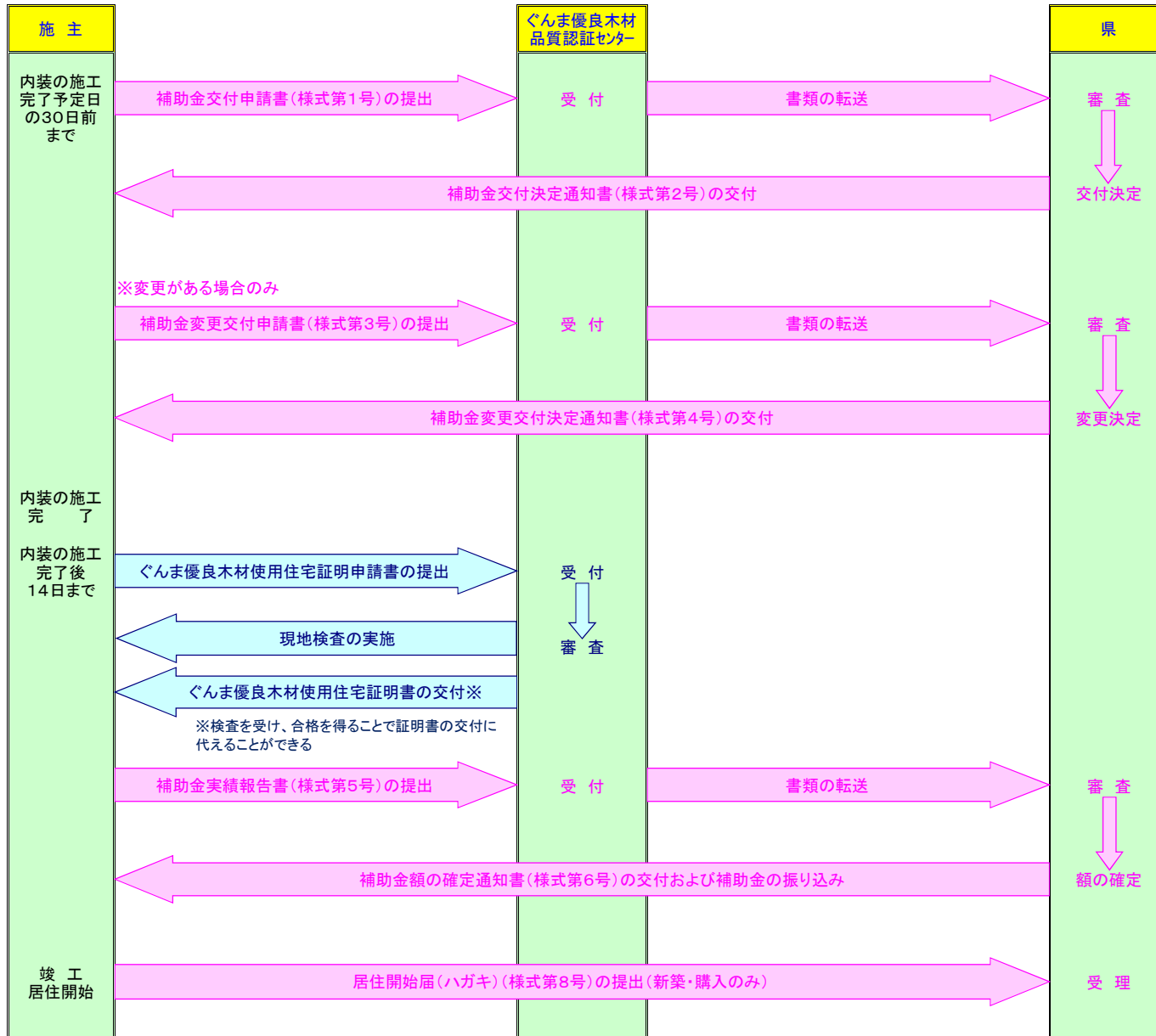


ぐんまの木で家づくり支援事業 手続きのながれ(2)〔内装材補助〕



注 意 事 項

- 補助金交付申請書は、**内装を施工完了する予定日の30日前までに提出**してください。
- 補助金交付決定通知書を交付した日から、補助金交付決定通知書に記載の「**事業完了日**」までの間に**内装の施工を完了**してください。
- 「事業完了日」までに施工を完了できないことがわかったときは、速やかに「補助金変更交付申請書」を提出し、知事の承認を得てください。
- 補助金交付決定後に、以下の事由が発生したら、「**事業完了日**」までに「**補助金変更交付申請書**」を提出し、知事の承認を得てください。
 - ① 交付決定された補助金額が変わる場合
 - ② 事業完了日までに施工が完了しない場合
 - ③ 施工業者が変更になる場合
 - ④ その他
- 「ぐんま優良木材使用住宅証明申請書」は、**内装施工完了後14日までに提出**してください。
(内装施工完了前でも受け付けます。)
- 検査の実施(「ぐんま優良木材使用住宅証明書」の交付)に際して、手数料がかかります。**(内装材:3,000円)**
- 補助金交付決定を受けた住宅の内装の施工が完了し、「ぐんま優良木材使用住宅証明書」が交付されたら、速やかに「補助金実績報告書」を提出してください。
- 実績報告書には、**振込口座の通帳の写しを添付**してください。
- 内装材補助を受けた住宅で、**リフォーム以外の方については**、補助金の交付を受けた住宅が竣工し、**居住を始めた**ら、「補助金額の確定通知書」に同封した「**居住開始届(ハガキ)**」に**所定事項を記入し、アンケートにご回答の上、投函**してください。